

東京大学本郷地区事業場の安全衛生委員会規則

制定 平成 16 年 4 月 1 日

改正 平成 22 年 4 月 26 日

(設置)

第 1 条 東京大学教職員の環境安全衛生管理規程（平成 16 年東大規則第 10 条。以下「環境安全衛生管理規程」という。）第 11 条第 1 項に基づき、東京大学本郷地区事業場（以下「事業場」という。）に、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 事業場の委員会は、労働安全衛生法第 18 条、労働安全衛生法施行令第 9 条及び東京大学教職員の環境安全衛生管理規程第 11 条に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 委員会は、教職員・学生などの環境安全衛生に係る事項について調査審議し、事業場の長が責任を持つ環境安全衛生の確保について意見を述べることを目的とする。

(任務)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、事業場の環境安全衛生の確保のために、事業場の長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 教職員・学生などの環境安全衛生の確保を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員・学生などに係る事故・災害及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 教職員・学生などに係る事故・災害及び健康障害の原因、再発防止対策で、安全衛生に係るものに関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教職員・学生などに係る事故・災害及び健康障害の防止、健康の保持増進に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第 5 条 委員長は、事業場の長又はそれに準ずる者とする。

2 委員長は、委員会の議長となる。

(委員)

第 6 条 委員は、次の各号に掲げる者に事業場の長が指名する。

- (1) 事業場に所属する教職員のうち、衛生管理者を務める者
- (2) 事業場又は事業場に所属する部局を担当する産業医
- (3) 教職員のうち、環境安全衛生に関する知識を有する者

2 委員の定数は別に定めるものとする。

- 3 委員長を除く委員の半数は、事業場の教職員の過半数代表者が推薦した者とする。
- 4 委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 第1項各号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させることができる。

(開催)

第8条 委員長は、委員会を月に1回以上開催するものとする。

- 2 委員長は、委員長を除く半数以上の委員が委員会の開催を求めた場合は、開催請求のあった日から休日を除く5日以内に、委員会を開催しなければならない。

(委員会の成立)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(代理出席)

第10条 委員は、委任状をもって、事業場の教職員のうちの他の者を代理者として出席させることができる。

- 2 委任状をうけた代理者は、委員会の出席者の定数に含めるものとする。

(審議事項の尊重)

第11条 事業場の長は、委員会で審議された事項を尊重し、事業場の教職員の環境安全衛生管理に係る措置を講ずるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。